

議案第 2 3 号

財産の取得について

令和 6 年 8 月佐倉市議会定例会の議決(追認)を経た財産の取得について、次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年佐倉市条例第 9 号)第 3 条の規定により議会の議決を求めらる。

1 取得する財産

学校給食用米

2 取得の方法

随意契約による買入れ(単価契約)

3 取得に要する金額(見込み)

変更前 5 1 , 4 8 5 , 8 6 8 円

変更後 5 7 , 0 6 8 , 6 5 8 円

4 取得に係る相手方

千葉県千葉市中央区千葉港 5 番 2 5 号

千葉みらい農業協同組合 代表理事組合長 小 島 英 男

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

佐倉市長 西 田 三十五